


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>給与等の支払を受けている国保加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないとき、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう厚生労働省から区市町村等に対して要請された。傷病手当金の支給については、国による特別調整交付金の財政支援が特例的に行われる。</p> <p>このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第10条の次に次の3条を加える。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について定める（第10条の2関係）。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整について定める（第10条の3及び第10条の4関係）。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行し、改正後の第10条の2から第10条の4まで及び付則第3項の規定は、令和2年1月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>傷病手当金の制度によって、国保加入者の被用者にとって休みやすい環境が整備され、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和2年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。